

扇島パワーステーションに係る環境影響評価準備書に対する市長意見の公表について（お知らせ）

標記事業に係る市長意見について神奈川県知事から照会があり、これを平成18年7月18日付けで回答するとともに公表いたしましたのでお知らせいたします。

1 事業者の名称及び住所

事業者の名称：株式会社扇島パワー

代表者の名称：代表取締役社長 神田 稔久

所在地：（本社）東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

（事務所）神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名称：扇島パワーステーション

種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

規模：発電出力1,221,300kW（407,100kW3機）

3 対象事業が実施されるべき区域

神奈川県横浜市鶴見区扇島1番5、2番1、2番5及び4番1

4 市長意見の公表

平成18年7月18日（火）

5 問い合わせ先

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

株式会社扇島パワー横浜事務所

電話 045-640-3262

「扇島パワーステーション」に係る環境影響評価準備書に対する市長意見

平成18年7月

川崎市

1 全般的事項

本事業は、横浜市鶴見区扇島の東亜石油株式会社扇島西貯油所他の敷地に、出力407,100kwの発電機3機計1,221,300kwの火力発電所を建設するものである。燃料には天然ガスを用い、発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式を採用するとしているが、対象事業実施区域に近接する川崎臨海部は、かつて激甚な大気汚染が発生した地域であり、固定発生源対策や自動車排出ガス対策等の各種大気環境改善対策が講じられている地域であることから、大気環境への負荷をできる限り低減するよう、特段の配慮を望むものである。

2 個別事項

(1) 大気質

ア 施設の稼働

施設の稼働に伴う二酸化窒素については、定常運転時及び非定常運転時において、多くの予測ケースで最大着地濃度が川崎市域内に出現すると予測していることから、脱硝効率が高い最新の排煙脱硝装置を採用することに加え、試験運転において、窒素酸化物濃度を低減できる最良の運転管理方法を把握し、施設稼働後における運転管理及び維持管理を徹底するとともに、技術の進歩に応じた装置及び工程の見直し等の検討を行い、本市への負荷を極力低減する必要がある。

イ 車両の走行

本事業の建設時における工事用車両及び施設の稼働に伴う資材等の搬出入車両は、川崎市域の都市計画道路泉橋水江町線から池上新町交差点を経て、主要地方道東京大師横浜線(産業道路)を利用している。これらに係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の将来予測環境濃度は、いずれも環境基準値を超えているものの、寄与率は小さく、環境保全の基準等の確保に支障を及ぼす影響は小さいとしているが、

池上新町交差点周辺は、産業道路における総合的な道路沿道環境対策が進められている地域であることから、事業実施にあたっては、車両走行の時刻及び経路の分散等あらゆる方策を検討し、当該沿道環境の負荷を極力低減する必要がある。

(2) 水 質

川崎港を含む東京湾は、富栄養化に伴い、毎年、夏季に赤潮等が発生していることから、純水製造装置やボイラー循環水に使用する薬品の成分や使用量を明らかにするとともに、それらの薬品に窒素化合物や燐化合物が含まれる場合は、排水中の窒素及び燐が除去できる最新の排水処理装置や薬剤を採用すること等により、東京湾への負荷を低減する必要がある。

(3) その他

本事業では、ガスタービンの燃料に天然ガスを使用していることから、火災、爆発等の危険性があるため、天然ガスを受け入れるパイプラインの設計及び施工にあたっては、最新の技術を採用し、周辺環境に支障を及ぼさないよう万全の措置を講ずるとともに、供用時において発生し得る災害の種類や形態、周辺地域への危険性、安全管理体制、災害発生時の緊急体制等を評価書の事業の内容において明らかにする必要がある。

参 考

環境影響評価に関する手続経過

平成16年	1月22日	川崎市あて環境影響評価方法書の送付
	1月23日	方法書公告 環境影響評価法に基づく縦覧開始 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始
	2月23日	環境影響評価法に基づく縦覧終了
	3月8日	環境影響評価法に基づく意見書の締切 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧終了及び意見書の締切
	3月24日	環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解の受理 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
	3月25日	市長意見作成のため市長から川崎市環境影響評価審議会あて諮問
	4月28日	審議会から川崎市長あて答申
	5月10日	環境影響評価方法書に対する市長意見を神奈川県知事あて提出
	5月13日	神奈川県知事あて提出した環境影響評価方法書に対する市長意見の公表
平成18年	1月27日	川崎市あて環境影響評価準備書の送付
	2月3日	準備書公告 環境影響評価法に基づく縦覧開始 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始
	3月2日	環境影響評価法に基づく縦覧終了
	3月20日	環境影響評価法に基づく意見書の締切 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧終了及び意見書の締切
	4月19日	準備書についての意見の概要等の受理

	神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
4月25日	準備書についての意見の概要等の縦覧開始 法対象公聴会開催の公告
5月24日	準備書についての意見の概要等の縦覧終了
6月3日	法対象公聴会の開催 公述人 2人、傍聴人 13人
6月16日	市長意見作成のため市長から川崎市環境影響評価審議会あて諮問
7月13日	審議会から川崎市長あて答申
7月18日	環境影響評価準備書に対する市長意見を神奈川県知事あて提出 神奈川県知事あて提出した環境影響評価準備書に対する市長意見の公表

川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成16年	3月25日	「扇島パワーステーション」に係る環境影響評価方法書に対する市長意見作成のための審査について、市長から審議会あて諮問
	3月30日	審議会（方法書事業者説明及び審議）
	4月27日	審議会（方法書答申案審議）
	4月28日	審査結果について、審議会から市長あて答申
平成18年	6月16日	「扇島パワーステーション」に係る環境影響評価準備書に対する市長意見作成のための審査について、市長から審議会あて諮問
	6月20日	審議会（準備書事業者説明及び審議）
	7月12日	審議会（準備書答申案審議）
	7月13日	審査結果について、審議会から市長あて答申